

議案第110号

芽室町介護保険条例中一部改正の件

芽室町介護保険条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

平成30年3月2日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

芽室町介護保険条例の一部を改正する条例

芽室町介護保険条例（平成12年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同項第1号中「33,600円」を「36,200円」に改め、同項第2号中「43,700円」を「47,100円」に改め、同項第3号中「50,400円」を「54,300円」に改め、同項第4号中「60,500円」を「65,200円」に改め、同項第5号中「67,300円」を「72,400円」に改め、同項第6号中「80,700円」を「86,900円」に改め、同項第7号中「87,500円」を「94,200円」に改め、同号ア中「190万円」を「200万円」に改め、同項第8号中「100,900円」を「108,700円」に改め、同号ア中「290万円」を「300万円」に改め、同項第9号中「114,400円」を「123,200円」に改め、同項第10号中「124,500円」を「134,000円」に改め、同項第11号中「131,200円」を「141,300円」に改め、同項第12号中「144,700円」を「155,800円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「30,300円」を「32,600円」に改める。

第15条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の芽室町介護保険条例第4条第1項及び第2項の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の保険料については、なお従前の例による。

説 明

芽室町介護保険事業計画の見直しにより、平成30年度から平成32年度までの3年間の介護保険料率を改正するとともに、介護保険法等の一部が改正されたことに伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>平成30年度から平成32年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>36,200円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>47,100円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>54,300円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>65,200円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>72,400円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>86,900円</u></p> <p>ア・イ 一略一</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>94,200円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>200万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>平成27年度から平成29年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>33,600円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>43,700円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>50,400円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>60,500円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>67,300円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>80,700円</u></p> <p>ア・イ 一略一</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>87,500円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>190万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>

改正案	現 行
<p>イ 一略一</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>108,700円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>300万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 一略一</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>123,200円</u></p> <p>ア・イ 一略一</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>134,000円</u></p> <p>ア・イ 一略一</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>141,300円</u></p> <p>ア・イ 一略一</p> <p>(12) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>155,800円</u></p>	<p>イ 一略一</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>100,900円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>290万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 一略一</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>114,400円</u></p> <p>ア・イ 一略一</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>124,500円</u></p> <p>ア・イ 一略一</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>131,200円</u></p> <p>ア・イ 一略一</p> <p>(12) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>144,700円</u></p>
<p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成30年度から平成32年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>32,600円</u>とする。</p>	<p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成27年度から平成29年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>30,300円</u>とする。</p>

改正案	現 行
<p>第15条 被保険者、<u>被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の芽室町介護保険条例第4条第1項及び第2項の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の保険料については、なお従前の例による。</u></p>	<p>第15条 被保険者、<u>第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。</u></p>

【第1号被保険者の所得段階別保険料】

第6期<平成27年度から平成29年度>				第7期<平成30年度から平成32年度>				
所得段階	対象者		保険料年額	所得段階	対象者		保険料年額	芽室町介護保険条例の関係条文
	本人の属する世帯の状況	本人の状況	(保険料月額) 基準額に対する割合		本人の属する世帯の状況	本人の状況	(保険料月額) 基準額に対する割合	
第1段階	世帯員全員が町民税非課税	生活保護受給者 ・ 高齢福祉年金受給者 ・ 合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	33,600円 H27~H29軽減後 30,300円 (月額2,805円) (H27~H29軽減後 月額2,525円) 基準額×0.50 H27~H29軽減後 基準額×0.45	第1段階	世帯員全員が町民税非課税	生活保護受給者 ・ 高齢福祉年金受給者 ・ 合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	36,200円 H30~H32軽減後 32,600円 (月額3,020円) (H30~H32軽減後 月額2,718円) 基準額×0.50 H30~H32軽減後 基準額×0.45	第4条第1項第1号 第4条第2項
			43,700円 (月額3,647円) 基準額×0.65				47,100円 (月額3,926円) 基準額×0.65	
第2段階	世帯員全員が町民税非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円を超える方	50,400円 (月額4,208円) 基準額×0.75	第2段階	世帯員全員が町民税非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円を超える方	54,300円 (月額4,530円) 基準額×0.75	第4条第1項第2号
第3段階			60,500円 (月額5,049円) 基準額×0.9	第3段階			65,200円 (月額5,436円) 基準額×0.9	第4条第1項第3号
第4段階	世帯員が町民税を課税されている世帯	本人が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額との合計額が80万円以下の方	67,300円 (月額5,610円) 基準額×1.0	第4段階	世帯員が町民税を課税されている世帯	本人が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額との合計額が80万円以下の方	72,400円 (月額6,040円) 基準額×1.0	第4条第1項第4号
第5段階			80,700円 (月額6,732円) 基準額×1.20	第5段階			86,900円 (月額7,248円) 基準額×1.20	第4条第1項第5号
第6段階	世帯員が町民税を課税されている世帯	合計所得金額が120万円未満の方	87,500円 (月額7,293円) 基準額×1.30	第6段階	世帯員が町民税を課税されている世帯	合計所得金額が120万円未満の方	94,200円 (月額7,852円) 基準額×1.30	第4条第1項第6号
第7段階			100,900円 (月額8,415円) 基準額×1.5	第7段階			108,700円 (月額9,060円) 基準額×1.5	第4条第1項第7号
第8段階	本人が町民税課税	合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	114,400円 (月額9,537円) 基準額×1.70	第8段階	本人が町民税課税	合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	123,200円 (月額10,268円) 基準額×1.70	第4条第1項第8号
第9段階			124,500円 (月額10,379円) 基準額×1.85	第9段階			134,000円 (月額11,174円) 基準額×1.85	第4条第1項第9号
第10段階	本人が町民税課税	合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	131,200円 (月額10,940円) 基準額×1.95	第10段階	本人が町民税課税	合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	141,300円 (月額11,778円) 基準額×1.95	第4条第1項第10号
第11段階			144,700円 (月額12,062円) 基準額×2.15	第11段階			155,800円 (月額12,986円) 基準額×2.15	第4条第1項第11号
第12段階		合計所得金額が1,000万円以上の方		第12段階		合計所得金額が1,000万円以上の方		第4条第1項第12号

※1 算定された保険料基準月額及び基準額に対する各所得段階の保険料月額は、1円未満の端数は切り上げる。算定された当該年度における保険料の額に100円未満の端数は切り捨てる。ただし、公費軽減後の保険料額について10円未満の端数は切り上げとする。

※2 第1段階における割合と保険料額の二段書きは、上段は本来の割合と保険料額、下段は平成30~32年度に実施の保険料公費軽減制度による軽減後の数値です。…平成27~29年度の保険料公費軽減制度を規定した介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令がH27.4.10公布されましたが、市町村民税非課税世帯全体を対象として完全実施する予定でしたが、消費税率10%への引き上げが平成31年10月に延期されたことを受け、平成30年度~32年度について現行の第1段階の方への保険料軽減を継続するもの。